

令和8年5月22日

学校法人 松翠学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 松翠学園

監事

林章造 

監事

真鍋孔伸 

私たちは、学校法人松翠学園の監事として、私立学校法第52条第1項第1号及び学校法人松翠学園寄附行為第28条第1項第1号の規定に基づいて同学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財産目録及び計算関係書類等（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、注記事項及びその附属明細書、事業報告書及びその附属明細書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会に出席するほか理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算関係書類等は会計帳簿の記載と合致し法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、理事の業務執行は適切であり、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上